

嘱託産業医標準料金表

1. 基本嘱託料

基本嘱託料は、事業場の職務別の労働者数、有害・危険業務の有無等を考慮し、下記金額を参考として協議の上決定する。

嘱託料	従業員数	(標準)料金(月額)
	50人未満	40,000円以上
50人～99人	60,000円以上	
100人～199人	70,000円以上	
200人～299人	80,000円以上	
300人～399人	90,000円以上	
400人～499人	100,000円以上	
以下、100人未満を増すごとに10,000円を加算する。		

2. 出務手当

1回 10,000円以上

3. 健康診断(雇入時健康診断、特殊健康診断を含む)・予防接種等の諸料金は別途とする。

4. 面談指導(長時間過重労働者ならびにストレスチェック制度の高ストレス者など)

1回ないし1時間 20,000円以上

注1. 産業医の職務は、概ね次に掲げる事項である

(1)健康診断の実施、その他労働者の健康管理

(2)衛生教育、その他労働者の健康保持増進を図るための医学に関する専門知識の提供

(3)健康障害の原因調査、再発防止のための医学的措置

(4)(1)(2)(3)の事項について、事業者又は総括安全衛生管理者への勧告、又は衛生管理者の指導もしくは助言

(5)健康診断結果報告書への記名・押印

(6)作業場の巡視

(7)安全衛生委員会への出席

平成28年7月

札幌市産業医協議会